

令和7年度第1回 かごしま外国人材受入活躍推進会議の結果（概要）

- 1 日時 令和7年9月4日(木) 13:30～16:30
- 2 開催方法 オンライン
- 3 出席者 105名（経済・業界団体、監理団体、有識者等、国、市町村、県）

4 内容

- (1) あいさつ
- (2) 外国人材の受入活躍推進に向けた県の主な取組
- (3) ワーキンググループの運営状況及び開催結果報告
- (4) 市町村の取組（錦江町）
「錦江町多文化共生の取り組み」
- (5) 意見交換

ワーキンググループの運営状況及び開催結果報告について

○鹿児島大学法文学部

介護、宿泊・飲食、交通分野のワーキンググループでは、課題として、住宅支援が挙げられていた。

外国人材の住宅問題については、以前から議論され、問題視されてきたが、今回のワーキンググループの結果を踏まえて、今後県として具体的に動いていくのか。

⇒事務局

外国人材の住宅問題は、以前から言われており、「第2次かごしま外国人材受入活躍推進戦略」を策定する際にも、事業者から住居の確保が課題といった意見は出ていた。

また、近年分かってきたのが、外国人材に貸した後のトラブルで、例えば、夜中の騒音問題や、料理に香辛料をたくさん使うことで、住居に匂いがしみつくなどがあり、1回は貸したが、2回目は貸さないという問題も顕在化してきている。

県営住宅に関しては、現状は外国人にも貸し出しができる状況になっており、県の関係課（住宅政策室）と連携をとりながら、今後も対応ていきたい。

市町村の取組（錦江町）について

○鹿児島県（住宅政策室）

錦江町では外国人材の受入が進んでいるが、外国人材の住まいはどのよ

うに確保がなされているのか。

また、町営住宅を提供しているのか。

⇒錦江町

外国人材の住居については、町でも空き家バンク等を通して紹介を行っているが、外国人には貸し出しができないといった声も聞いている。

現状は、事業所が知り合いに声をかけて見つけている。

町営住宅の提供は今のところ行っていない。

○鹿児島大学法文学部

錦江町の課題として「事業者の理解」を挙げていたが、具体的に何に関する理解であるか。

⇒錦江町

「事業者の理解」とは、多文化共生の取組として町が交流会や日本語教室を実施しているが、事業者によっては、他の事業者の技能実習生と関わらせたくないという事業者もいる。

また、農業分野では、日本語を学んでいなくても、仕事ができてしまうので、日本語教室の案内を出しても外国人材に周知してもらえないといったこともある。

○鹿児島県（外国人材政策推進課）

錦江町では、母国語での相談体制を構築するため、令和6年度にベトナムの国際交流員を配置し、令和7年度にミャンマーの国際交流員を配置したことだが、技能実習生等からの相談は多い。

また、どういった相談内容が多い。

⇒錦江町

相談件数について、国際交流員が来てから相談件数は増えており、数か月に数件程度ある。

内容は、個人的・精神的な悩みなどの相談が寄せられている。

(6) 講話

【演題】「外国人材雇用の現状と制度改革」

【講師】弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士 杉田昌平氏

質疑応答

○鹿児島県庁（外国人材政策推進課）

日本語教育について、入国前講習、入国後講習、育成就労期間中の日本語

教育と、3段階あるが、育成労期間中の日本語教育は、受け入れ企業が行う必要があるのか。

また、地方では、認定日本語教育機関が非常に少ない状況であり、国の有識者会議では、オンラインでの実施も議論をされていたが、認定日本語教育機関が少ない地域は、どのような形で日本語教育を行うようになるのか。

⇒杉田弁護士

日本語教育を誰が行うかについては、育成労計画の中で定めることになつており、育成労計画を作成するのは、実施者（雇用主）のため、3年間で100時間の教育を受けさせる義務があるのは実施者（雇用主）となる。

なお、教えるのは認定日本語教育機関の教員や、登録日本語教員となる。

認定日本語教育機関が少ない地域においてどのように日本語教育を行うかについては、経過措置の期間は、例えば、本会議のような外国人材受入の組織の中に登録日本語教員に集まってもらい、ネットワーク化やリスト化を行うことで、事業者が登録日本語教員にアクセスしやすくなるという体制づくりが考えられる。

○九州日本語学校

当校は来春から留学課程の認定日本語機関となる予定である。就労課程は次のステップと考えており、九州管内でもそのように考えている日本語学校が多いと思う。

資格を持つ教員がいても事業者とのマッチングが難しいことがあるので、日本語教育については、今後具体的に協議していけたらと思う。

⇒事務局

ご意見ありがとうございます。

(7) その他